

## 嘉手納基地所属F 15戦闘機等の未明・早朝離陸に対する意見書

去る5月2日の未明に米空軍嘉手納基地所属のF 15戦闘機10機と支援の空中給油機1機、翌3日の早朝にもF 15戦闘機10機と支援の空中給油機1機が米本国での訓練に参加するとの理由で、嘉手納基地を離陸した。

嘉手納基地では、同基地所属のF 15戦闘機など5機が4月23日の未明に離陸したのに対し、基地周辺自治体が中止要請や抗議を行なったにもかかわらず、米軍は運用上の理由から未明離陸を強行し、住民感情を無視した姿勢は誠に遺憾であり、強い憤りを覚える。

今回の早朝離陸時には、嘉手納基地の滑走路の延長線上にある本市でも97デシベルを超える騒音が測定されており、早朝の静穏の中での騒音は住民にとって耐えがたく、我慢の限界を超えている。うるま市民をはじめ嘉手納基地周辺住民は、戦後60年余りも日常的に爆音にさらされ、精神的な苦痛を長年受けてきた。沖縄県が平成11年に公表した「航空機騒音による健康影響調査報告書」では、嘉手納基地周辺地域で、長年の航空機騒音による聴力の損失、低体重児の出生率の上昇、幼児の身体的、精神的要観察行動の多さ等航空機騒音による住民の健康への悪影響が明らかになっており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、うるま市議会は県民や市民の生命・財産、平穏な生活環境を守る立場から嚴重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

### 記

1. F 15戦闘機及び軍用機の深夜及び未明・早朝離陸を一切行わないこと。
2. 欠陥機とされるF 15戦闘機を即時嘉手納基地から撤去すること。
3. 基地の負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年5月21日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 総務大臣 環境大臣  
厚生労働大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使  
沖縄防衛局長